

山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、観光客の満足度の向上を図るため、県内各地で実施される観光人材育成やおもてなしの推進に繋がる取り組みを実施する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金交付の対象者は、次の各号に定める県内の団体等とする。

- (1) 市町村
- (2) 地域活性化に取り組むグループ
- (3) 県内企業等で構成される団体

2 前条に規定する経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象事業の要件)

第3条 補助の対象となる事業は、県内で実施される地域の観光人材の育成やおもてなしの推進に繋がる次の各号に掲げる事業であること。

- (1) 観光人材育成を促す事業
- (2) 地域のおもてなし推進のためのリーダー的人材の育成を促す事業
- (3) その他観光人材育成に資するものと知事が認める事業

(補助金交付の申請、提出期限)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、補助事業開始の1月前までに地域県民センターを經由して知事に提出しなければならない。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通

知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- （2）補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第9条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象経費	補助率
<ul style="list-style-type: none">・ 報償費（講師、アドバイザーなどへの謝礼等）・ 旅費（講師、アドバイザーなどへの旅費等）・ 需用費（印刷物、看板、被服、消耗品等）・ 役務費（郵送料、電話料、保険料（イベント等を行う上で必要なものに限る）等）・ 使用料及び賃借料（会場使用料、備品賃借料、冷暖房等使用料等）・ 委託料（講演会・研修会などの実施に関する委託業務）・ その他知事が事業実施に必要と認める経費	補助対象事業経費の1/2以内（50万円を上限とする。）

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第 1 号の 2）
 - (2) 事業収支予算書（様式第 1 号の 3）
 - (3) その他参考資料

様式第1号の2

事業計画書

事業の名称	
事業目的・ 想定される効果	
事業内容	
事業実施予定日 (期間)	
その他特記事項	

様式第1号の3

事業収支予算書

(単位：円)

1 収入の部

区 分	予算額	備 考
県補助金		

2 支出の部

区 分	予算額	備 考

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は 年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

様式第3号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により、次のとおり申請します。

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止年月日

※参考となる書類を添付すること。

様式第5号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第5号の2）
- (2) 事業収支決算書（様式第5号の3）
- (3) その他参考資料

3 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別（当座・普通）
口座名 _____ No. _____

様式第5号の2

事業報告書

事業の名称	
事業内容	
事業実施日 (期間)	
その他特記事項	

様式第5号の3

事業収支決算書

(単位：円)

1 収入の部

区 分	予算額	決算額	備 考
県補助金			

2 支出の部

区 分	予算額	決算額	備 考

※支出した経費内容がわかる領収書等の写しを添付のこと

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県観光人材育成・おもてなし推進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名 _____
- (2) 口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)
- 口座名 _____ No. _____